

第2回入善町農業委員会議事録

平成26年9月8日午後1時30分から第2回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 野島浩	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員

16番 市森孝義

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 係長	上田久志
入善町農業委員会 主任	上田安彦
入善町農業委員会 主事	柳澤拓也

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第4号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第5号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さまご苦労様です。コシヒカリの刈り取り時期について、例年通り早いかなと思っておりましたが、お盆以降、天候があまり良くなく適期刈り取りを心配しておりました。最近は天気もよく、朝晩も涼しく、いい感じに色んできており、今年は期待できるのではないかと考えております。

私事ではありますが、富山県農業会議の会長を務めることになりまして、様々な会議があるのですが、今もっとも叫ばれております農業会議系統の改革が話題となっております。農業委員会におきましても、従来の選挙制度を廃止し、市町村長の選任委員に一元化とし、人数も半減することとなるようです。今後、どのようにしていくかは議論中ではありますが、平成28年度の実施に向けて、私たち農業委員会一期3年の間に大きく変わることが予想されます。

このような時勢におきましても、私たち農業委員会は、各農家の所得をあげるため、活動していきたいと思っております。

本日は、会議終了後、合同農地パトロールも予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第2回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番笹原委員と4番塚田委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は神子沢〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、面積は51㎡です。

譲渡人は、入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんです。

今回の申請にかかる農地は、譲受人が耕作しており、現況と権利関係を整理するために今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法3条第2項1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離が住居から500mと通作に支障はないと見込まれ、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の取引による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の取引でないため、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面性が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は9,881㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員会による意見書の確認印は、塚田委員に頂いております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

申請に基づきまして現地を確認したところ、区画整理時の測量誤りのようで、畦畔もしっかりありましたので、権利関係を整理するための申請であり問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第4号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請地は、入善町五郎八〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は330㎡です。

申請者は、入善町五郎八〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農家分家住宅敷地」です。

申請者の〇〇さんは、現在、実家で両親と同居していますが、住宅を新築し分家する予定であり、将来的に両親の世話をしたいと考えていることから、今回、実家の向かいの自己所有地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、カーポート、庭等として利用し、面積は330㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。この申請地は、平成 26 年 7 月 29 日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えま

す。以上、1 件になります。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

現地の確認等は私が行いました。事務局の説明のとおりで、分家住宅を建てるためであり、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 5、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。この議案につきましては、私が当事者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席いたします。

（会長退席）

酒井職務代理者

それでは、日程第5、議案第5号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は5件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は、入善町上野〇〇番の計1筆、台帳地目は畑、現況地目は宅地で、面積は100㎡です。譲渡人は入善町墓ノ木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「納屋用敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、住宅敷地と隣接している申請地に納屋を建設する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

既存の住宅敷地と今回の納屋用敷地を合わせた面積は、526.70㎡と一般住宅基準の500㎡より大きな面積ですが、必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「納屋用敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、譲渡人の前の所有者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和56年に今回納屋として利用する農機具格納庫を建設してしまったことから、始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号2番、申請地は、入善町神子沢〇〇番の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は244㎡です。譲渡人は入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「農作業所敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、農業経営を父親から譲り受ける予定であり、それに伴い、申請地に農作業所を建設する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、いも類、玉ねぎ等の収穫物を乾燥する農作業所として利用するための必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農作業所敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、譲渡人が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和45年頃に農作

業所を建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

続いて、申請番号3号、申請地は、入善町神子沢〇〇番、神子沢〇〇番の計2筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、合計面積は508㎡です。譲渡人は入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「農家住宅敷地拡張」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、農業経営を父親から譲り受ける予定であり、それに伴い、申請地に農作業所兼農機具格納庫と軽トラック用の車庫を建設する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、米の乾燥調整作業や農機具格納庫、軽トラック用の車庫として利用するための必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、譲渡人が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和62年頃に農作業所兼農機具格納庫を建設し、その後、車庫を建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

次に、申請番号4番、申請地は、入善町下飯野新〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は454㎡です。譲渡人は入善町下飯野新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地〇〇-〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもが成長してきたため、住宅を新築する予定であり、将来、両親の世話をする必要があるので、実家の隣の申請地を父親から借り受けて、今回の転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、面積は454㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。この申請地は、平成26年7月29日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、譲渡人の父親が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和54年頃に申請地の一部に車庫を建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

最後に、申請番号5番、申請地は、入善町櫛山〇〇番の内、計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、

面積は1,315㎡です。譲渡人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町柵山〇〇番地の有限会社〇〇です。

転用目的は「農業用施設敷地」で、契約内容は賃借権の設定です。

譲受人の有限会社〇〇は、水稻、大豆、チューリップ切花等を中心に、現在、約85haを経営する農業生産法人ですが、飼料用米の生産拡大に伴い、現在ある倉庫が手狭になってきたことから、自宅にも既存の農業用施設にも近い申請地にパイプハウスを建設して、飼料用米の倉庫として利用する計画です。

申請地は、パイプハウスのほか、屋外農作業スペースや農業用機械等の置場も確保する計画であり、必要最小限な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「農業用施設敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成26年8月1日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上5件になります。よろしく申し上げます。

酒井職務代理人

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島茂樹委員

申請番号1番の確認をしました。今回は売買による所有権移転もかねており、地目が農地のままであったことが発覚いたしました。現地も確認してきましたが、転用による周辺農地への影響はなく、問題はないと思います。

塚田委員

申請番号2番、3番、4番は私が確認しました。申請番号2番、3番は同一の親子間の申請であります。事務局の説明のとおり、どちらも建物が既に有りまして、所有権移転をする際に発覚いたしました。

申請番号4番の譲受人は、譲渡人の長男でして、将来は両親の面倒をみるため、実家の隣で住宅を建設するため今回の申請となりました。どちらも、地域農業への影響はないと判断いたしました。

中島由起子委員

申請番号5番の確認をしました。譲渡人からの申し出により現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりであり、問題ないと思います。

酒井職務代理人

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

始末書添付ばかりの案件ですが、どうしてこのようなことになるのでしょうか。

事務局

昔は、自己の所有する農地に建物を建築する際、農地転用の許可は必要なかったようです。その名残で、昭和の頃建築した建物の土地が農地のままであることが多く、その土地に新たに建物を建築しようとする時や、権利の移転をしようとした時に、無断転用していることに気づくことが多いようです。

当時の経緯はわかりませんが、農業委員の現地パトロールも、無断転用を防止することにつながるの

で皆様のご協力をお願いします。

愛場委員

多面的機能支払制度の申請の際に分かったことですが、現況が農地なのに農振除外されている土地は様々な所にあるようですね。農振除外や転用許可済みの土地について、事務局では詳細を把握しているのですか。

事務局

農地転用の案件と同様、古い農振除外については、地図上での管理だけのため、詳細な面積や区域、除外理由が不明なものがあるのは事実です。そのため、一部でも除外となっている農地は、一筆全て多面的機能支払の対象面積から外すことになったとも伺っております。

最近の農振除外申請については、一筆ごとに地番や面積を管理していますが、古いものの管理の経緯は不明であるため、詳細については不明なものもあります。

酒井職務代理者

それでは、他に何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

酒井職務代理者

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第5号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

酒井職務代理者

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

(会長入場)

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは次に、日程第6、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案に意見を付す件。

入善町が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、意見を求めます。平成26年9月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法により、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための農業経営の目標と、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を策定したものであり、県が策定する基本方針に基づき、市町村が基本構想を策定するものであります。

今回、県の基本方針の変更を平成26年6月に行っており、その方針に基づき、町基本構想について、富山県新川農林振興センターやJAみな穂と協議しながら、変更案を作成いたしました。

変更の日程ですが、県基本方針の変更、基本構想案の作成、農業委員会及び農業協同組合の意見聴取ということで、農業委員会の意見を聴くため、今回の議案としております。

なお、農業協同組合からは9月4日付けで変更案について、適当であると回答をいただいております。

今後、県知事に協議し、県知事の同意を得て、町で公告を行うといった手順となります。

変更の概要ですが、今回の主な変更点としましては、まず、目標年次を平成 33 年から平成 35 年に変更しております。

次に、新たに農業経営を営もうとする青年等について、確保・育成に関する目標や、効率的かつ安定的な農業経営の指標、確保・育成に必要な事業についてを追加しております。今までは、新規就農者に対しては、就農計画の認定制度というものがあり、県の方で認定を行っていましたが、今後は、この基本構想に基づいて、町で認定を行うこととなります。要するに、認定農業者の新規就農者版といえるものであります。具体的には9月中までにこの基本構想の変更について、県の同意を得まして、10月から町で認定していくという形となります。

それから、担い手への集積目標につきまして、現行の 75%から 90%に変更しております。これは、県の方針が 90%となっておりますので、その目標にあわせたものであります。そのほか、農地中間管理機構に係るもの及び現況の数値を修正しております。

その他であります。主たる農業従事者一人当たりの年間農業所得の目標について、県の基本方針では、450 万円から 500 万円に変更したところではあります。入善町におきましては、平成 26 年産のコシヒカリの概算金の下落を鑑み、現行の 450 万円のままとしたところあります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

今までにない、農地中間管理機構と青年就農に関わる変更が主なものということですね。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

効率的かつ安定的な農業経営者の集積目標を90%としていますが、どのように考えているのでしょうか。

事務局

現在、人・農地プランの中心となる経営体への集積率は70%ほどであり、県内におきましても高い方であるため、県の目標に合わせて設定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 6 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案に意見を付す件について、「適当である」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採択いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。事務局からも何かありませんか。

事務局

先進地視察研修についてです。今年度は、11月5日（水）、6日（木）に実施いたしますので、皆様
の予定の調整をお願いいたします。視察先は、北信越地方で現在検討中ですので、ご要望がございま
したら、事務局までお願いいたします。

次に、人・農地プランの変更についてご報告いたします。入善町では、国の補助制度を活用するため、
平成24年度より、人・農地プランを作成しており、町の農業情勢の変化に合わせて、その都度変更して
いるものです。今年度の2月に変更したところではありますが、今回は、8月29日付けで地域の中心とな
る経営体及び農地中間管理機構からの借入希望の有無について記載するため変更いたしました。

地域の中心となる経営体については、新規の認定農業者を位置づけるとともに、亡くなった経営体の
削除及び経営体名の変更を反映させております。

農地中間管理機構からの借入希望の有無については、8月15日発送の意向調査にて希望を取りまとめ、
結果として入善町では、地域の中心となる経営体全てが農地中間管理機構から借入を希望することとな
っております。

それと、お願いになるのですが、「農業委員活動記録簿集計表」の半年に1度の報告をお願いいたし
ます。4月から9月までの農業委員会活動の記録として、日常の相談活動や世話役活動の記録を報告し
てくださいますよう、お願いします。電話による相談を受けた、訪問による相談を受けた、または、自
主的に農地パトロールを行ったという活動から、農業委員として、例えば、人・農地プラン推進のため
の集落の座談会や行事等に参加した、など、いろいろな活動があると思いますのでよろしくお願
いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等がないようですので、これをもちまして第2回入善町農業委員会を閉会いたしま
す。

次回は、10月7日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時22分）